

「役員等のために締結される保険契約（第三者に生じた損害に対する賠償する責任、責任の追求に係る請求への対処）」の整理に向けて

通知内容	通知内容の解説	厚生労働省令（施行規則第2条の24の2）（ここで定めるものが除外されます）										
<p>役員等(社会福祉法45条の20第1項に規定する理事、監事若しくは会計監査人をいう)のために締結される保険契約</p> <p>(改正社会福祉法第45条の22の3関係)</p> <p>(ア) 社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。以下「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならないものとする。</p>	<p>通知を項目立てをしてみると</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち ② 役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、 ③ 役員等を被保険者とするもの ④ 当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除いたもの <p>を「役員等賠償責任保険契約」と定めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 役員等損害賠償責任保険契約の内容の決定は、理事会の決議によらなければならないこととされています。 (社会福祉法人と役員との利益相反取引（間接取引）となるため) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">上記要件</th> <th style="text-align: center;">要件該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">該当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">該当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">該当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td style="text-align: center;">該当</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">4つの要件すべて満たすものが「役員等賠償責任保険契約」となります。</p> <p>社会福祉法人との間で締結する火災保険を締結する場合や、従業員が第三者に損害を与える場合に備えて締結する保険契約も①の要件に該当することとなります。しかし、社会福祉法第45条の22の3は①社会福祉法人と保険会社との間の保険契約のうち、③役員等を被保険者として、②役員等がその職務執行に関して行う損害を補填する保険契約を対象としています。</p> <p>このように対象を絞っても、例えば、自動車賠償責任保険や海外旅行保険など役員等が被保険者とされている場合には、②の定義に該当することとなるが、これらの保険契約については、対象となる保険事故が限定されているうえ、当該保険契約を締結しても、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれがあるとはいえないものです。</p> <p>そこで②に該当する保険契約のうち、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないもの」を厚生労働省令で定め、これらを除いたものを「役員等責任賠償保険」と定義しています。</p> <p>上記厚生労働省令1で定め、除外する保険に該当するものとして想定されるのは、いわゆる生産物賠償責任保険（PL保険）、企業総合賠償責任保険（CGL保険）、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険等であり、役員等も被保険者となっていることが多いが、通常は、社会福祉法人が、その業務を行うに当たり、社会福祉法人に生ずることのある損害を填補することを主たる目的として締結されるものであり、役員等は社会福祉法人とともに被告とされることが多いことから付随的に被保険者に追加されているという関係にあるため、役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれは、役員等自身の責任に起因する損害を填補することを主たる目的とする保険に比べて相対的に小さいと考えられています。</p> <p>上記厚生労働省令2で定め、除外する保険に該当するものとして想定されるのは、自動車賠償責任保険、任意の自動車保険、海外旅行保険等であり、役員等自身に生じた損害を填補することを目的とする保険ではあるものの、いわゆるD&O保険のように、例えば、理事会による業務執行の決定のような、役員等としての職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことによつて第三者に損害を生じさせ、当該第三者に対して損害賠償責任を負うことによつて役員等に損害が生じるような場合を想定して加入する保険ではなく、通常は、自動車の運転や旅行行程中に生じた偶発的な事故など、いわゆる役員等としての職務上の義務の違反や職務の懈怠以外の行為等によつて第三者に損害を生じさせ、当該第三者に対して損害賠償責任を負うことによつて役員等に損害が生じるような場合を想定して加入する保険といえます。</p> <p>【厚生労働省令の整理】 上記厚生労働省令で定め、除外される保険は、</p> <p>ア 社会福祉法人に生ずることのある損害を填補することを主たる目的とし、そもそも役員等としての職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに起因して第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて役員等に生ずることのある損害を填補することを目的として加入するものではないため、これらの保険によつて被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれは大きくないものと考えられます。</p> <p>イ 各保険において填補の対象とされる保険事故がある程度限定されており、その内容も定型的であると考えられることから、これらの保険によつて役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれは大きくないものと考えられます。</p> <p>ウ これらの厚生労働省令で除外される保険については、販売されている保険の種類や数が膨大であることから、仮に、契約締結に係る手続や開示に関する規律を適用すると実務上甚大な影響が想定される。そこで、このような保険契約については、規律の一部を適用しないこととしたと考えられます。</p>	上記要件	要件該当の有無	①	該当	②	該当	③	該当	④	該当	<p style="text-align: center;">厚生労働省令（施行規則第2条の24の2）（ここで定めるものが除外されます）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する社会福祉法人を含む保険契約であつて、当該社会福祉法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該社会福祉法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの 2 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの </div>
上記要件	要件該当の有無											
①	該当											
②	該当											
③	該当											
④	該当											